

令和3年度は国民健康保険の保険料率を引き下げます

国民健康保険料率 65・6512

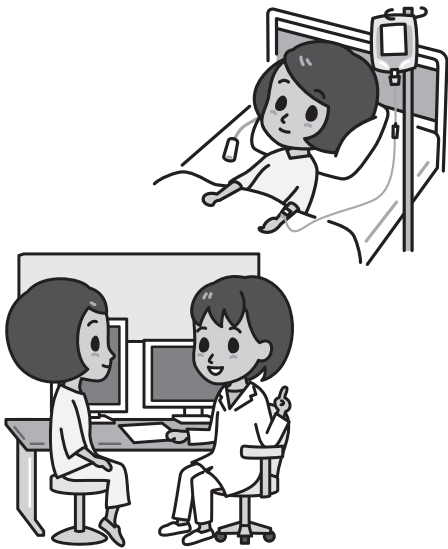
国民健康保険(国保)は、ケガや病気のために安心して医療サービスが受けられるよう、保険料を出し合い、みんなで助け合う制度です。

近年、医療費や後期高齢者支援金、介護納付金の増加が続き、国保の財政は非常に厳しい状況が続いています。

そのため、平成30年度から国保の運営を市町単位から県単位に拡大するという、制度改革が行われました。

県が、1年間に必要な県全体の医療費を計算し、各市町の所得水準等に応じて、標準保険料率を示します。

今年度の県が示した標準保険料率は、令和2年度と比べ平均世帯で6.2%下がる内容であったため、保険料率を同様に引き下げました。



○国民健康保険料を軽減します

一定の所得以下の世帯に対して均等割額と平等割額を軽減(7割・5割・2割軽減)しています。軽減は、前年の所得をもとに判定しています。所得のない人も申告が必要です。申告をしていないと所得不明となり軽減判定の対象となりませんので、所得の申告をお願いします。

○非自発的失業者の保険料を軽減

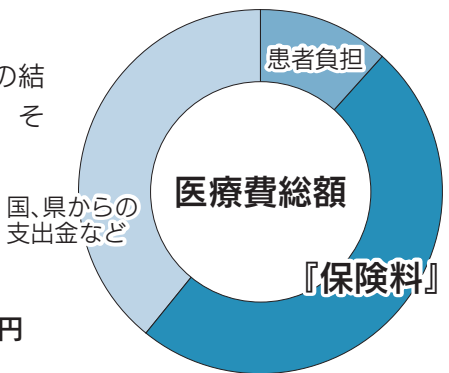
リストラなど会社都合で離職し、国民健康保険に加入している人のうち、「雇用保険受給資格者証」に記載された離職理由が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかで、離職日時点で65歳未満の人は、届出により保険料が軽減されます。

○国民健康保険料の納付は10回です

国民健康保険料は、年度単位(4月～翌年3月)で計算し、1年間の保険料を6月～翌年3月の10回に分けて納付していただきます。また、一部の人は、公的年金からの納付となります。納付方法は6月中旬に発送する納付通知書に記載します。

○納付書は世帯主に送付します

国民健康保険料は世帯ごとに計算し、納付義務者は世帯主になります。ただし、保険料の計算対象となるのは国保加入者のみです。



保険料率の決め方

滋賀県が県全体の医療費などの総額を推計し、その結果に基づいて市町ごとに標準保険料率を提示します。それを参考に、市町が保険料率を決定します。

保険料額(年額)の参考例

- ①年金収入120万円以下(所得0円)
70歳代 1人世帯(7割軽減) 保険料：17,160円
- ②給与収入約212万円(所得130万円)
夫65歳、妻65歳の2人世帯(軽減なし) 保険料：171,100円
- ③給与収入約400万円(所得266万円)
夫55歳、妻52歳の2人世帯(軽減なし) 保険料：364,380円

1 世帯あたりの保険料額

所得割額と均等割額、平等割額をすべて加算したものが、世帯の保険料額となります。

令和3年度保険料率	医療分 ※1	支援分 ※2	介護分 ※3
所得割額 (前年所得－43万円)×率	5.86%	2.47%	2.21%
均等割額(1人あたり)	23,400円	9,700円	11,400円
平等割額(1世帯あたり)	17,000円	7,100円	5,700円
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円

- ※1 医療分……医療給付費(医療に係る費用の7割相当分)に充てるためのもので、被保険者の皆さんに負担していただきます。
- ※2 支援分……後期高齢者(75歳以上の人)の医療費の一部を支援するもので、被保険者の皆さんに負担していただきます。
- ※3 介護分……介護保険に要する費用に充てるためのもので、40歳以上64歳未満の人(介護保険の第2号被保険者)に負担していただきます。

6月から国民健康保険の特定健診が始まります

国民健康保険料率 65・6512
健康推進課 65・7759

年に一度は必ず特定健診を受けましょう

国民健康保険(国保)特定健診は40歳から74歳までの人が対象で、糖尿病や高脂血症などの生活習慣病を早期発見できます。

6月から、市の総合健診会場と指定医療機関で特定健診が始まりますので、対象の皆さんには5月下旬に受診券をお送りします。

令和元年度の長浜市国保の特定健診受診率は41・4%で、特定健診開始以来、初めて40%を超えました。受診率が上がること、県からの交付金が増え、その結果、保険料の急激な上昇を抑えるなどの安定的な国保運営につながります。

自身の健康状態を把握するためにぜひ特定健診を受けましょう。

また、職場で健診を受けている人、通院治療中の人、0次健診を受ける人、人間ドックを受ける人も、特定健診を受けたとみなすことができます。5月下旬に受診券とともにお送りするパンフレットをご覧ください。

毎年受ける受診費用が無料に

特定健診は本来約8,000円の費用がかかりますが、長浜市国保加入者は1,000円で受けられます。

さらに、特定健診を毎年続けて受けている人は受診費用が無料になります。令和2年度に特定健診を受診した人は、今年度の受診費用が無料になります。

また、健診を受けた結果、保健指導の対象に該当した人は、どなたも無料で保健指導を受けられます。

お得な制度を利用して、健康を維持しましょう。

特定健診を受ける際は感染症対策にご協力をお願いします

受診の際には、可能な限りマスクの着用やアルコール消毒、体温測定等の新型コロナウイルス感染症対策をお願いします。また、感染症の流行状況により特定健診の実施について変更が生じる場合がありますので、詳しくは市のホームページ等をご覧ください。

